

医療法人 葵会

葵会協同基金・協力資金へご協力を御願いたします

基金は・・・ 葵会を支える 基礎的資金

京都民医連の北区に責任を持つ、葵会の経営と医療介護活動を支えていただく最も基礎的な資金となります。医療や福祉へ事業への政府や自治体の支出の削減が続く中で、長い間北区の医療や介護を守ってきた、葵会法人の各事業や運動の維持と、機械や施設の更新などを行

っていくための、基礎資金となります。



葵会協同基金の特徴は

現在多くの病院では多額の「差額室料」の徴収や個人の医師や理事者の利益のための医療や福祉事業が行われています。これに対して、わたしたちの葵会などが参加する「民医連」に参加する事業所や法人では、「命の平等」「安全・安心・信頼の医療・福祉」を掲げて、必要な時にだれもが医療や介護が受けられるように、病院(療養型)・診療所・デイケア・デイサービス・訪問看護・北区全域の往診・・・など多くの事業とともに、可能な限り差額徴収せずに皆様の物心両面の支援で守り、共同の取り組みを進めてまいりました。しかし、これらの事業と活動を維持しより幅広い要望に応えていくためには、職員自らの努力とともに、経営体力の強化が必要となっています。

「葵会共同基金」は、これらの医療と介護事業を進めるわたしたちの理念に御賛同いただいた友の会・生健会会員などの皆様から、最低5年間を目処とした資金の協力を、「基金」という形で無利息で御願います。全国で民医連に加盟する生協型の法人では、出資金の形で協力を御願しているものと同様のものです。

基金の種類 (対象者：友の会・生健会会員などの法人に関連する会員を対象とする)

◇葵会協同基金	◇葵会発展協力資金	
<ul style="list-style-type: none">●無利息<ul style="list-style-type: none">◎期間 5年間解約：特別な事情のある場合は申し出て委員会承認の上で途中解約する◎その後2年ごとに通知し申し出が無い場合は自動継続◎法人の運営参加をめざす	<ul style="list-style-type: none">●有利息<ul style="list-style-type: none">◎期間 原則2年間毎(現在1年毎の方は1年毎の継続ができる)解約：申し出て途中解約できる◎2年ごとに通知し、申し出が無い場合は自動継続	<ul style="list-style-type: none">●無利息<ul style="list-style-type: none">◎期間 原則2年間毎(現在1年毎の方は1年毎の継続ができる)解約：申し出て途中解約できる◎2年ごとに通知し、申し出が無い場合は自動継続

Q1. あらたな「協同基金」のスタートの目的は？

第一の目的は、葵会の経営体力、とくに財務基盤の強化です

御存知のとおり、この間政府や厚生労働省・財務省は財政難や高齢者の増加などを理由に、医療・介護の費用削減にあらゆる角度から乗り出しています。また、患者様や利用者様に負担を際限なく押し付けています。この間これに対して北病院を急性期中心の病院から、高齢者介護を中心とした療養型に転換したり、地域の皆様の要望に応えるための事業展開を行ってまいりました。しかし、診療報酬と呼ばれる医療介護収入を連続的に削られ、また2005年10月にはホテルコストと呼ばれる費用が療養型病院で徴収が義務付けられ、個人負担が増加するとともに病院経営悪化にも大きな影響し、改善傾向にあった経営が一転して悪化し資金状況が不安定となっています。次々と変わる制度に対応しながら、老朽化した施設や設備の改修や維持のため常に資金を必要としています。

第二に、経営それ自体の改善とともに、基礎体力となる安定的な資金の確保を通じて、葵会の事業を物心両面でサポートし共に歩んでいただける方をより幅広く結集していく事が今求められています。

第三に、現在市中の貸し出し金利がきわめて低い中で 1%といえども金利が発生しており、経営が困難な中では、法人にとっては重い負担となっています。このため、可能な限り無利子への切り替えが可能な方には今回の新たな基金への切り替えなどの形を通じて御願いをするものです。

Q2. 今ある「協力資金」では駄目なのですか？

多くの皆様よりすでに有利子・無利子の貸付金=発展協力資金のご協力をいただいております、これが現葵会の事業展開の資金となっています。しかし、金融情勢の変化の激しい中で、法人として経営状況を安定させるために、その基盤となるより安定的な資金を名実ともに確保する事が求められています。

このため、民医連の会計基準が示す安定資金としてみなせる基準に合致した資金として「協同基金」の形の資金協力を御願ひする必要があります。

全国の民医連に加盟するわたしたちのような法人・施設は、共通の会計の物差しとして「民医連・統一会計基準」を設け厳しく会計への対応を行っています。全国の民医連には生協立の医療機関や施設がありますが、この法人では「出資金」の形で、資本金と同様の評価を受ける借入金があります。同じような借入金でも葵会などが旧来行ってきた協力資金は、資本金と同様の評価を受ける事ができず、むしろ法的には借金としての評価しか受ける事ができない制度と銀行評価となっています。葵会でも長く貸付を継続いただいている方がおられますが残念ながら銀行の評価を正しく受けられませんでした。このため、民医連では生協の「出資金」と同じような評価を出来る借入金として、一定の拘束性を持たせる基準を設定する事でみなせる様にするよう、全国的に共通の基準を設けました。この基準にそった借入金を、「協同基金」と呼んで、いままでの借入金とは異なる評価が出来るようにして、基礎資金として「生協の出資金」に近い資金として評価できるようにしました。

経営の基盤を安定させ、厳しい銀行等の社会的評価を高めるために、今「葵会協力基金」の確立と強化が必要とされています。

Q3. 「法人運営の参加」とはどういう意味ですか？

すでに本法人では資金協力いただいた方から「資金委員会」を作り、規定や経営報告を受けるようにしています。また、法人の理事会・評議委員会へも常勤職員以外の友の会や生健会などの共同で活動を進める各会などの中から、役員を選出を行っています。

今後は、さらに各事業所や法人の協力して事業と運動を進めてきた地域の方や利用所の方の法人運営への参加もさらに進めて、患者さんや利用者さん、地域の皆様と一緒に共同で進められるようにさらに工夫を必要としています。

「協同基金」の「協同」という文字の中にこのような意味が含まれています。